保護されていない通信 | town.haebaru.lg.jp
日本語
English
简体中文
繁體中文
한국어
Haebaru town
南風原町
文字サイズ | 小 中 大 | 背景色 | 黒 青 白 |
音声読み上げ
サイトマップ
検索
町の紹介
町民窓口
くらし・健康
子育て・教育
スポーツ・学習
ふれあい
住まい・産業
町の財政
①南風原町例規集をクリック
各課の案内
申請書
施設予約
公民館講座
広報はえばる
議会だより
南風原町例規集
外部リンク集
バーチャル博物館
口座支払状況確認
まちづくり出前講座
町議会
町議会中継
図書館WEB検索(PC用)
図書館WEB検索(スマホ用)
開庁時間
平日（月～金）
※※新型コロナウイルス関連情報※※
＜重要＞赤嶺正之町長から町民の皆様へ（9/16更新）
◆感染症について・感染症対策（10/21更新）
◆町からのおしらせ（7/27更新）
◆学校・休館・開館・公園　休業情報（9/14更新）
◆イベント等の中止・延期・再開について（10/7更新）
◆貸付・給付金・雇用について(9/24更新)
◆猶予・免除・減免制度について（8/7更新）
※コロナ保障制度　問い合わせ先一覧※
南風原町観光サイト
町のスケジュール
町政提案箱
南風原町雇用サポートセンター
はえるん情報
第6回
津嘉山北地区
案内
アクセスランキング
www10.e-reikinet.jp/opensearch/?jctcd=8A91CB45CD
スタート
22:14
2020/10/22

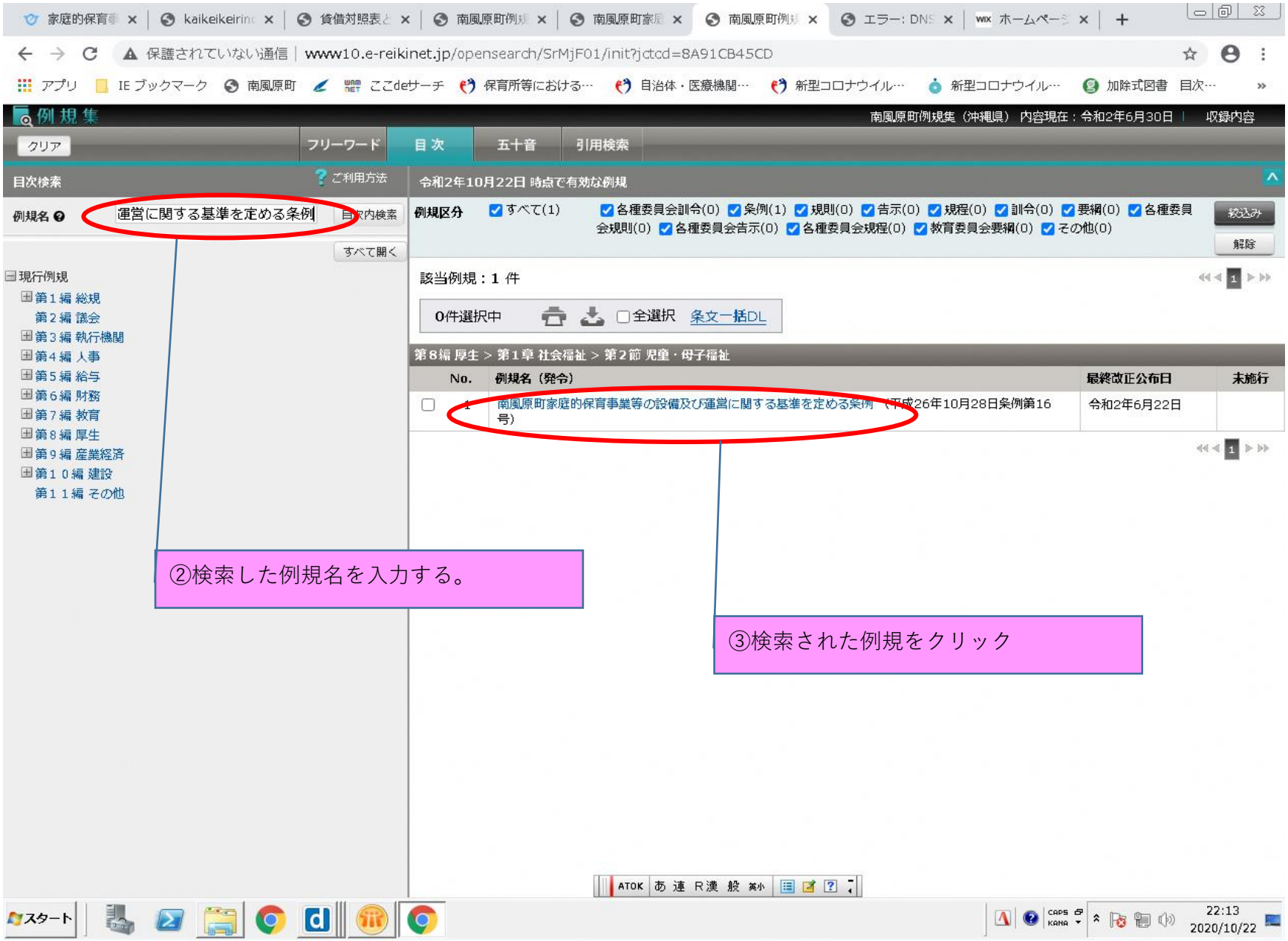
保護されていない通信 | www10.e-reikinet.jp/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A91CB45CD
例規集
南風原町例規集（沖縄県） 内容現在：令和2年6月30日 | 収録内容
クリア
フリーワード
目 次
五十音
引用検索
目次検索
ご利用方法
例規名
運営に関する基準を定める条例
目次内検索
すべて開く
現行例規
第１編 総規
第２編 議会
第３編 執行機関
第４編 人事
第５編 給与
第６編 財務
第７編 教育
第８編 厚生
第９編 産業経済
第１０編 建設
第１１編 その他
令和2年10月22日 時点で有効な例規
例規区分
すべて(1)
各種委員会訓令(0)
条例(1)
規則(0)
告示(0)
規程(0)
訓令(0)
要綱(0)
各種委員会規則(0)
各種委員会告示(0)
各種委員会規程(0)
教育委員会要綱(0)
その他(0)
絞込み
解除
該当例規：1 件
0件選択中
全選択
条文一括DL
第８編 厚生 > 第１章 社会福祉 > 第２節 児童・母子福祉
No.
例規名（発令）
最終改正公布日
未施行
1
南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月28日条例第16号）
令和2年6月22日
②検索した例規名を入力する。
③検索された例規をクリック
スタート
22:13
2020/10/22

家庭的保育事 × | kaikeikeirin × | 貸借対照表と × | 南風原町例規 × | 南風原町家庭 × | 南風原町例規 × | エラー: DNS × | ホームページ × | +
保護されていない通信 | 0.e-reikinet.jp/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A91CB45CD&houcd=H426901010016&no=2&totalCount=4&fromJsp=SrMj
アプリ | IE ブックマーク | 南風原町 | ここdeサーチ | 保育所等における… | 自治体・医療機関… | 新型コロナウイル… | 新型コロナウイル… | 加除式図書 | 目次…
例規集
検索結果: 2/4 | カッコ内を色分け・省略

第8編 厚生／第1章 社会福祉／第2節 児童・母子福祉

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

制定: 平成26年10月28日条例第16号
最終改正: 令和2年6月22日条例第24号

令和2年10月22日 時点 基準日

令和2年6月22日 施行
令和2年6月22日条例第24号

改正沿革 | 同じ分野の例規

目次 | 施行沿革

- 題名等
- 本則
  - 第1章 総則
    - 1条(趣旨)
    - 2条(最低基準の目的)
    - 3条(最低基準の向上)
    - 4条(最低基準と家庭的保育事業者等
    - 5条(家庭的保育事業者等の一般原則
    - 6条(保育所等との連携)
    - 7条(家庭的保育事業者等と非常災害
    - 8条(家庭的保育事業者等の職員の
    - 9条(家庭的保育事業者等の職員の
    - 10条(他の社会福祉施設等を併せて
    - 11条(利用乳幼児を平等に取り扱う原
    - 12条(虐待等の禁止)
    - 13条(懲戒に係る権限の濫用禁止)
    - 14条(衛生管理等)
    - 15条(食事の提供)
    - 16条(食事の提供の特例)
    - 17条(利用乳幼児及び職員の健康診
    - 18条(家庭的保育事業所等内部の施
    - 19条(家庭的保育事業所等に備える
    - 20条(秘密保持等)

○南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月28日条例第16号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則(第1条―第21条)
第2章　家庭的保育事業(第22条―第26条)
第3章　小規模保育事業
　第1節　通則(第27条)
　第2節　小規模保育事業A型(第28条―第30条)
　第3節　小規模保育事業B型(第31条・第32条)
　第4節　小規模保育事業C型(第33条―第36条)
第4章　居宅訪問型保育事業(第37条―第41条)
第5章　事業所内保育事業(第42条―第48条)
第6章　雑則(第49条)
附則

④③で検索された例規が表示されます。

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条　前条の基準(以下「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳幼児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条　町長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2　町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条　家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人格[illegible]して、その運営を行わなければならない。

ATOK あ 連 R 漢 般 英小
スタート
CAPS KANA
22:21
2020/10/22